

2023年8月1日

消費税インボイス制度対応につきまして

神奈川県川崎市幸区堀川町 72-34
東芝エレベータ株式会社 経理部

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てにあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、2023年10月から適格請求書保存方式（消費税インボイス制度、以下「新制度」）が施行されます。貴社（殿）とのお取引に関する請求書発行に際し、下記の通り変更をいたしたく、何卒宜しくお願い致します。

敬具

— 記 —

【請求書の発行について】

新制度では、法定記載事項を充たす適格請求書の発行が義務付けられております。2023年10月以降のお取引において、弊社が発行する請求書は、以下の事項を記載した適格請求書とさせていただきます。

<法定記載事項>

- ① 適格請求書発行事業者の名称及び**登録番号**を記載いたします。
- ② **税抜価額を税率ごとに区分して合計した金額**及び**適用税率を税率毎に区分して**表記いたします。

< 弊社登録番号 >

T5010701006785

※登録番号を記載した契約書・受領書・工事完了報告書等の書類一式を包括することで法的記載事項を満たすことを国税庁に確認のうえ、請求書については上記2点の記載とさせて頂いております。契約書に登録番号が記載されていない場合には、登録番号の通知を契約書と一緒に保管することで要件を満たしますので、本通知を契約書と合わせて保管頂くようお願い致します。

* 本件に対するお問い合わせの際は下記メールアドレスをお願いいたします。

telc-invoice-info@ml.toshiba.co.jp

以上